

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護事業所
グループホーム 三島の杜

重 要 事 項 説 明 書

社会福祉法人 愛美会

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護事業所
グループホーム 三島の杜 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(四国中央市指定 第 3891300190 号)

当事業所はご契約者に対して(介護予防)認知症対応型共同生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要支援・要介護認定の結果「要支援2」若しくは「要介護」と認定された方が対象となります。要支援・要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

**** 目次 ****

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 職員の配置状況	3
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金	4
5. 苦情の受付について	10
6. サービス外部評価について	10
7. 緊急時の対応について	11
8. 事故防止について	11
9. 虐待防止について	11
10. 非常災害対策について	11
11. 衛生管理・感染対策について	12
12. ハラスメントについて	12
13. 個人情報保護について	12
14. 業務継続計画の策定について	13
15. 記録の整備など	13
16. その他運営に関することについて	13

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 愛美会
(2) 法人所在地 愛媛県川之江市上分町乙8番地2
(3) 電話番号 0896-56-2333
(4) 代表者氏名 理事長 石川 繁一
(5) 設立年月 昭和63年12月24日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所
平成26年3月31日指定
四国中央市指定第 3891300190 号
※当事業所は「地域密着型介護老人福祉施設 三島の杜」に併設されています。
- (2) 事業所の目的 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護は、介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者（利用者）に、日常生活を営むために必要な居室および共用施設等をご利用いただき、（介護予防）認知症対応型共同生活介護サービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 グループホーム 三島の杜
- (4) 施設の所在地 愛媛県四国中央市上柏町202番1
- (5) 電話番号 0896-22-4466
- (6) 事業所長（管理者）氏名 大西 賢児
- (7) 当事業所の運営方針 比較的軽度の認知症利用者が、「ゆっくり、楽しく、一緒に」をモットーに、共同生活を送る中で自己の役割を認識し実行することにより、認知症の改善と進行の防止を図り、可能性の実現と生活の質の向上に努めます。
- (8) 開設年月 平成26年3月31日
- (9) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	9時～18時

- (10) 利用定員 18人（空床時短期入所利用）
- (11) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。
利用される居室は、全室個室となっております。

居室・設備の種類	室数	備考
個室（1人部屋）	18室	
共同生活室・キッチン・	2室	食事用テーブル、ソファ、キッチンカウンター
浴室	2室	
トイレ	6室	
洗濯室	1室	
スタッフルーム	2室	
その他の設備		冷蔵庫、テレビ・ビデオ、電子レンジ、食器乾燥機、電器ポット等

※上記は、厚労省が定める基準により、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所に必置が義務づけられている施設・設備等です。この施設・設備の利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	人数	指定基準
1. 管理者 （介護と兼務）	1名	1名
2. 計画作成担当者 （介護と兼務）	2名	2名
3. 介護職員（兼務職員除く）	15名	日中3：1
4. 訪問看護いしかわ	名	名

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
1. 管理者	9：00～18：00
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早出： 7：00～16：00 1名 日勤： 8：30～17：30 1名 遅出： 9：30～18：30 1名 夜勤： 17：00～ 9：00 1名
3. 看護職員	訪問看護いしかわより週3回の訪問

土日は上記と異なります。

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）＊

以下のサービスについては、所得に応じて利用料金の7割～9割が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

①食事（但し、食材料費は別途いただきます。）

- ・当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご利用者の自立支援のため、可能な範囲で共同調理して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）

朝食 7：30～

昼食 正午～

夕食 17：30～

②入浴

- ・入浴又は清拭を週3回行います。

③排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④日常生活の中での機能訓練

⑤健康管理、協力医療機関との連携

⑥相談、援助

⑦家族との連携並びに地域との交流

⑧その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。
- ・できない部分を援助し、自立的に生活できるよう援助します。

〈サービス利用料金(1日あたり)〉(契約書第9条参照)

＜認知症対応型共同生活介護＞

下記の基本料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)をお支払い下さい。(サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。)

自己負担割合 1割

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	7490円	7530円	7880円	8120円	8280円	8450円
2. うち、介護保険から給付される金額	6741円	6777円	7092円	7308円	7452円	7605円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	749円	753円	788円	812円	828円	845円

自己負担割合 2割

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	7490円	7530円	7880円	8120円	8,280円	8450円
2. うち、介護保険から給付される金額	5992円	6024円	6304円	6496円	6624円	6760円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	1498円	1506円	1576円	1624円	1656円	1690円

自己負担割合 3割

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	7490円	7530円	7880円	8120円	8280円	8450円
2. うち、介護保険から給付される金額	5243円	5271円	5516円	5684円	5796円	5915円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	2247円	2259円	2364円	2436円	2484円	2535円

<短期利用認知症対応型共同生活介護>

自己負担割合 1割

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
	7770 円	7810 円	8170 円	8410 円	8580 円	8740 円
2. うち、介護保険から給付される金額	6993 円	7029 円	7353 円	7569 円	7722 円	7866 円
3. サービス利用に係る自己負担額（1－2）	777 円	781 円	817 円	841 円	858 円	874 円

自己負担割合 2割

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
	7770 円	7810 円	8170 円	8410 円	8580 円	8740 円
2. うち、介護保険から給付される金額	6216 円	6248 円	6536 円	6728 円	6864 円	6992 円
3. サービス利用に係る自己負担額（1－2）	1554 円	1562 円	1634 円	1682 円	1716 円	1748 円

自己負担割合 3割

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
	7770 円	7810 円	8170 円	8410 円	8580 円	8740 円
2. うち、介護保険から給付される金額	5439 円	5467 円	5719 円	5887 円	6006 円	6118 円
3. サービス利用に係る自己負担額（1－2）	2331 円	2343 円	2451 円	2523 円	2574 円	2622 円

〈その他の加算料金〉（介護職員等処遇改善加算以外は、要件に該当した場合に算定。）

加 算 項 目	1 割	2 割	3割	備 考
① 初期加算	30 円／日	60 円／日	90 円／日	入居した日から 30 日以内について算定します。
② 医療連携体制加算（Ⅰ）	37 円／日	74 円／日	111 円／日	看護師を配置し医療との連携を図ります
③ ＊医療連携体制加算（Ⅱ）	5 円／日	10 円／日	15 円／日	医療的ケアが必要な方を受入した場合に算定
④ 協力医療機関連携加算Ⅰ	100 円／月	200 円／月	300 円／月	協力医療機関との間で、入居者の病歴など情報共有する会議の定期的開催。医師または看護師との相談体制の確保
⑤ 認知症専門ケア加算（Ⅰ）	3 円／日	6 円／日	9 円／日	日常生活自立度Ⅲ以上の方の割合が 2 分の 1 を超え、必要な研修を受講した職員を配置した場合に算定します

⑥ *認知症チームケア 推進加算（Ⅱ）	120 円／ 月	240 円／ 月	360 円／ 月	必要な研修受講した職員と認知症の行動心理症状にチームで対応している場合
⑦ 看取り介護加算	72 円／日	144 円／ 日	216 円／ 日	死亡日以前 31 日以上 45 日以下
	144 円／ 日	288 円／ 日	432 円／ 日	死亡日以前 4 日以上 30 日以下
	680 円／ 日	1,360 円 ／日	2,040 円 ／日	死亡日の前日及び前々日
	1,280 円 ／日	2,560 円 ／日	3,840 円 ／日	死亡日
⑧ サービス提供体制強化加算【Ⅰ】	22 円／日	44 円／日	66 円／日	ご利用者に直接提供する職員の総数のうち 10 年以上の経験のある介護福祉士の合計が 25%以上
⑨ 栄養管理体制加算	30 円／月	60 円／月	90 円／月	栄養ケアに係る技術的助言指導を管理栄養士が行い算定
⑩ 口腔衛生管理体制加算	30 円／月	60 円／月	90 円／月	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月 1 回以上行った場合に月 1 回算定
⑪ 口腔・栄養スクリーニング加算	20 円／月	40 円／月	60 円／月	利用開始時及び利用中 6 月ごとに利用者の栄養状態に関する情報を当該ご利用者を担当する計画作成担当者に提供した場合に 1 回につき算定できます
⑫ 入院した時の費用の算定	246 円／ 日	492 円／ 日	738 円／ 日	利用者が病院又は診療所への入院を要した場合は、1 月に 6 日を限度として算定。 1 回の入院で月をまたがる場合は、最大で連続 12 日分まで算定が可能です
⑬ 退居時情報提供加算	250 円／ 回	500 円／ 回	750 円／ 回	医療機関へ退所した場合、医療機関に情報提供時に限り算定
⑭ 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	10 円／月	20 円／月	30 円／月	指定医療機関による感染症に対する感染対策の研修・訓練に年 1 回以上参加、協力医療機関との連携
⑮ *高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	5 円／月	15 円／月	30 円／月	届出を行った医療機関から実地指導を受けている場合
⑯ 科学的介護推進体制加算	40 円／月	80 円／月	120 円／ 月	
⑰ 生産性向上推進体制加算Ⅱ	10 円／月	20 円／月	30 円／月	介護サービスの質の確保・業務改善のための取り組みを行っている場合
⑱ 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	1 割または 2 割または 3 割			該当月の加算を含む介護費×加算率 18.6%

※但し、②⑧⑨⑩⑭⑮⑰⑱についてのみ短期利用時には算定します。

また、短期利用時の送迎料金は頂きません。

☆上記の金額は法改正に伴い改定することがあります。

☆ご契約者がまだ要支援・要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援・要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ご契約者に提供する食事の材料に係る費用は別途いただきます。（下記(2)①参照）

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①食事の材料の提供（食材料費）

ご契約者に提供する食事の材料にかかる費用です。

料金：1日あたり 1,455 円（朝・345 円 昼・600 円 夜・510 円）

②家賃：1ヶ月あたり 45,000 円 短期利用・1日あたり 1,500 円

③共益費：1ヶ月あたり 5,000 円 短期利用・1日あたり 170 円

④光熱水費：1ヶ月あたり 10,500 円 短期利用・1日あたり 350 円

⑤寝具リース代：1日あたり1組 80 円（布団クリーニング代 別途実費）

⑥理髪・美容

毎週1回、美容師の出張によるサービス（調髪、顔剃）をご利用いただけます。

利用料金：1回あたり 1,000 円

⑦おむつ代

おむつ（尿取りパッド含む）を使用した場合に実費をいただきます。

⑧特別な食事

通常の食事以外に希望して食される食事・お酒等は実費をいただきます。

⑨生きがい活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

⑩複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

⑪インフルエンザ等予防接種

インフルエンザ等の予防接種を行った場合にその実費をいただきます。

⑫日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 2 か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法 (契約書第 9 条参照)

前記 (1)、(2) の料金・費用は、1 ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、特別な事情のない限り、翌月末までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1 ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

ア. 指定銀行口座への振込み.

伊予銀行 川之江支店 普通預金 1 7 0 9 0 6 5

愛媛銀行 川之江支店 普通預金 3 5 3 9 3 3 4

イ. 金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関：愛媛銀行、伊予銀行、うま農協、愛媛信用銀行、
宇和島信用金庫、東予信用金庫、川之江信用金庫、四国労働金庫

ウ. 現金

(4) 利用の中止、変更、追加 (契約書第 10 条参照)

○利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、(介護予防) 認知症対応型共同生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日 前日までに事業者に出して下さい。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、ご契約者の体調不良等正当な事由がある場合には、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	給食原材料費の実費

○ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

(5) 身元引受人

ご利用者は、契約時にご利用者の残置物や利用料金等の滞納があった場合に備えて、一切の残置物の引取り及び債務の保証人として身元引受人を定めていただきます。

(6) 連帯保証人

連帯保証人となる方については、本契約から生じる利用者の債務について、極度額 100 万円の範囲内で連帯してご負担いただきます。その額は、利用者又は連帯保証人が亡くなったときに確定し、生じた債務についてご負担いただく場合があります。

連帯保証人からの利用料金に関する請求があった場合には、本会及び施設は、連帯保証人の方に利用料等の支払状況、滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。

5. 苦情の受付について（契約書第 26 条参照）

（1）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

〔職氏名〕 計画作成担当者 河辺道子／大西利恵

○苦情解決責任者 管理者 大西 賢児

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 9：00～18：00

（2）行政機関その他苦情受付機関

愛媛県 国民健康保険団体連合会	所在地 愛媛県松山市高岡町101-1 電話番号 089-968-8800（代） 受付時間 8：30～17：15
四国中央市 高齢介護課介護保険係	所在地 四国中央市三島宮川4丁目6番55号 電話番号 0896-28-6025 受付時間 8：30～17：15

（3）第三者委員

氏 名	住 所	電話番号	経歴・現職
曾根 諦泉	四国中央市妻鳥町 1233	0896-56-4024	愛美会 理事

6. サービス外部評価について

グループホームの外部評価は、事業者が提供しているサービスの内容について、第三者の立場から客観的視点で行われる外部評価の結果と、当該評価を受ける前に行った自己評価の結果を対比して両者の異同について考察した上で、外部の評価結果を踏まえて総括的な評価を行うことにより、自らが提供するサービスの質の確保と向上を図ることを目的としています。

直近のサービス外部評価実施日 ： 令和4年2月10日

サービス外部評価実施機関 ： 愛媛県社会福祉協議会

7. 緊急時の対応

ご契約者に病状の急変が生じた場合その他、必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

8. 事故防止及び事故発生時の対応・損害賠償

- ① 事業所は、介護事故防止のための指針（リスクマネジメントマニュアル）を定め、基本的考え方や職員教育に関する基本方針の設定、事故防止委員会の設置などを行い、

安全確保を目的とした改善のために必要な方策を講じます。

- ② 事業所は、サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市、家族、当該契約者に係る介護予防支援事業者・居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ③ 事業所の職員は、介護事故発生時には、その状況、背景等を所定の事故報告書により報告するものとし、事故防止委員会は事故報告書及びインシデントレポートの集約の結果から防止策の検討を行います。
- ④ 事業所は、サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとします。

9. 虐待防止に関する事項

- 1) 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じます。
 - ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
 - ② 虐待の防止のための指針を整備します。
 - ③ 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
- 2) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

10. 非常災害対策

- ① 事業所は、消防計画並びに防災計画を策定し、事業所の見やすい位置に掲示します。
- ② 事業所は、計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びにご契約者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的にこれらの体制について職員及びご契約者に周知するとともに、避難、救出等の訓練を年2回以上実施します。
- ③ 事業所は、訓練の結果に基づき計画の検証及び見直しを行います。
- ④ 事業所は、非常災害に備え、当面の避難生活をする事ができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めます。

11. 衛生管理 感染症対策の強化

- ① 事業所はご契約者の使用する施設、その他の設備・備品及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は、衛生上の必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行います。
- ② 事業所は、感染症予防対策委員会を設置し、衛生管理・感染症対策の徹底と衛生的なケアを励行するため、別に定める「感染症予防マニュアル」により、職員への研修を

実施し、平常時の対策及び発生時の対応を組織的に行います。

1 2. ハラスメント対策

- ① 事業所は、介護現場におけるハラスメントの実態を把握するとともに、ハラスメントに起因する問題に迅速かつ適切な対策を講じます。
- ② 事業所は、職員、利用者、家族に対し、愛美会ハラスメント防止規定等により周知啓発するとともに必要な研修などを定期的の実施します。
- ③ 事業所は職員からハラスメントが行われ、または行われようとしている旨の連絡を受けた場合は、本部事務局ハラスメント相談員を窓口として、相談や苦情を受け付け解決にあたります。

1 3. 個人情報の取扱い

- ① 事業所は、ご契約者及びそのご家族の個人情報を使用する場合には、個人情報保護法施行に伴うガイドライン及び「愛美会個人情報に関する規定」に基づき適切な個人情報保護を行います。
- ② ご契約者及び家族の個人情報の利用目的は以下の通りです。
 - (1) 介護保険における要支援・要介護認定の申請及び更新、変更、調査のため。
 - (2) ご契約者に関わる（介護予防）介護計画を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施されるサービス担当者会議での情報提供のため。
 - (3) 医療機関、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体（保険者）その他の連絡調整のため。
 - (4) 介護給付費の請求及び利用料徴収のため。
 - (5) 関係行政機関等の要請による照会・届出・調査・実地指導のため。
 - (6) 事故報告及び保険会社からの照会に応じるため。
 - (7) 学生等の実習への協力及び職員の事例研究のため。
 - (8) ふれあい相談員（介護相談員）への情報提供のため。
 - (9) 地域への施設活動の広報のため。
 - (10) その他サービス提供で必要な場合。
 - (11) 上記に関わらず、連絡等緊急を要する場合。
- ③ 使用条件
 - (1) 個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に関わる目的以外決して利用しません。また、ご契約者とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に情報を漏らしません。
 - (2) 個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて経過を記録し、請求があれば開示します。
- ④ 個人情報の利用目的及び基本方針は施設内掲示及びホームページ上で公開しています。

1 4. (事業継続計画の策定等)

- 1 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、必要な介護サービスが継続的に提供でき、非常時においても早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- 2 事業所は、職員に対し、事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 5. (記録の整備等)

- 1 事業所は、次の諸記録その他重要な帳簿を整理及び保管するものとします。
 - (1) 利用料に関する重要な関係書類
 - (2) サービス提供に関する諸記録
 - (3) その他、事業運営に関して重要な書類
- 2 前項の書類は、その完結の日から5年間保存します。

1 6. (その他運営に関する重要事項)

事業所は、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じます。

令和 年 月 日

指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所 グループホーム 三島の杜

説明者職名 _____ 氏 名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護サービスの提供開始に同意しました。

ご利用者住所 _____

ご利用者氏名 _____ 印

身元引受人住所 _____

身元引受人氏名 _____ 印 （続柄 _____）

※この重要事項説明書は、四国中央市指定（介護予防）地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 25 年 3 月 22 日 条例第 3 号及び第 4 号）の規定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。

<重要事項説明書付属文書>

1. 事業所の概要

(1) 建物の構造 鉄骨造

(2) 建物の延べ床面積 2,839.89m² (内 GH 554.7 m²)

事業所の周辺環境 市内中心部より車で約5分の位置にあり、保育所、小学校、中学校など教育施設も半径500mに点在し、田園風景と昔からの民家に新興の住宅地を周辺に抱える人と自然環境の豊かな地域の繋がりの強い地域である。

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

管 理 者.....

事業所全体を統括管理しています。

計画作成担当者.....

ご利用者お一人お一人の自律的な日常生活を実現するための介護計画を立案します。

介 護 職 員.....

ご利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

日中3名の利用者に対して1名の介護職員を配置しています。

宿直・夜勤職員.....

夜間帯のトイレ誘導、巡回、見守り等を行うとともに、緊急時に適切な対応を行います。

ユニットごとに1名以上の夜勤職員を配置しています。

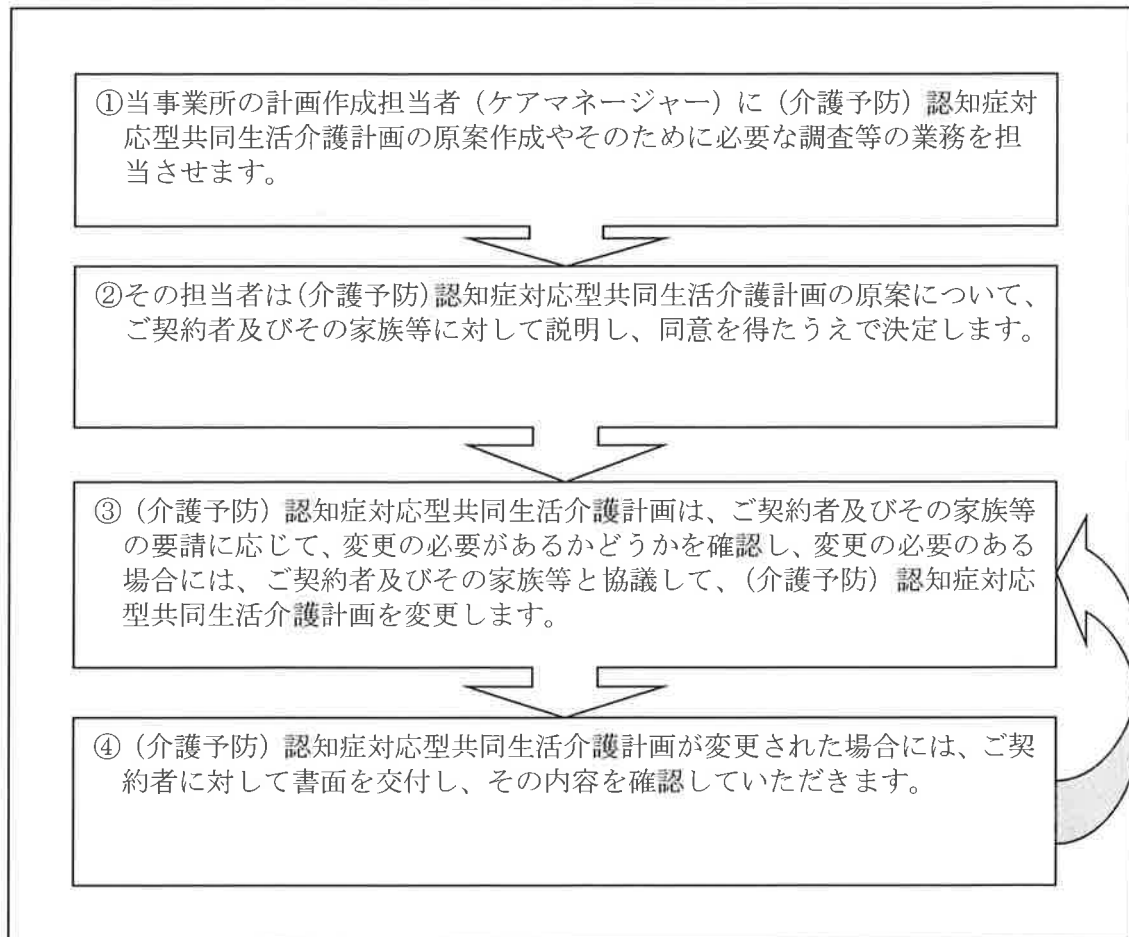
看 護 職 員.....

ご利用者の日常の健康管理と医療機関との連携を図ります。

(訪問看護と契約)

3. 契約締結時からサービス提供までの流れ

(1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、契約締結後に作成する「(介護予防) 認知症対応型共同生活介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通り行います。(契約書第3条参照)



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第 12 条、第 13 条参照）

当事業所では、ご契約者の対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状況からみて必要な場合には、併設施設の医師、看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご契約者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5 年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者または他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑦事業者及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者またはご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

5. サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されている利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

利用にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。

- ① 厳禁物：刃物等及びこれに類する危険物
- ② 火災の発生する恐れのある器具等
- ③ その他 動物等のご相談ください。

施設・設備の使用上の注意（契約書第 14 条、第 15 条参照）

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意、または不注意により、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り必要な措置を取ることができるものとします。但しその場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 当事業所の職員や他の入利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(2) 喫煙

事業所家屋内での喫煙はできません。

(3) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務付けるものでもありません。）

①協力医療機関

医療機関の名称	医療法人 健康会 石川クリニック
所在地	愛媛県四国中央市上分町 7 1 6 - 2
診療科	内科・外科

医療機関の名称	社会医療法人 石川記念会 HITO 病院
所在地	愛媛県四国中央市上分町 7 8 8 - 1
診療科	外科・内科・脳神経外科・整形外科・泌尿器科 形成外科・循環器科・麻酔科 他

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	合田歯科
所在地	愛媛県四国中央市上柏町 223-4

6. 損害賠償について（契約書第 16 条、第 17 条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から1年間ですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に1年間同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第 19 条参照）

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要支援・要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立若しくは要支援1と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（1）ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第 20 条、第 21 条参照）

ご契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の1日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解除し、施設を退所することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②事業所の運営規程の変更に同意できない場合
- ③ご契約者が入院された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める（介護予防）認知症対応型共同生活介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第 22 条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払が6ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了に伴う援助（契約書第 19 条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

附則

- 1. この重要事項は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。
- 2. この変更は、令和 5 年 4 月 1 日より施行する。
- 3. この変更は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。
- 4. この変更は、令和 6 年 6 月 1 日より施行する。
- 5. この変更は、令和 6 年 6 月 1 日より施行する。
- 6. この変更は、令和 6 年 6 月 1 日より施行する。
- 7. この変更は、令和 7 年 6 月 1 日より施行する。

